

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ <u>防衛省の職員の給与等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	1
○ <u>国家公務員の育児休業等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	19
○国家公務員法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十一号) (抄)	23

昭和二十七年法律第二百六十六号

防衛省の職員の給与等に関する法律

（俸給）

第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大
学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五
条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下
「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をい
う。以下同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で
定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二
十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六
イ、別表第七、別表第八、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、自衛隊法第三十六条の二第一項の規定により任期を定めて採
用された職員（以下「特定任期付職員」という。）である事務官等には、一般職の任期付
職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の
俸給表に定める額の俸給を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の六第一項第一号の規
定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には一般
職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五
号。以下「一般職任期付研究員法」という。）第六条第一項の俸給表に定める額の俸給
を、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の六第一項第二号の規定により任期を定めて採用
された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には一般職任期付研究員法第六条第
二項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

4 自衛官には、別表第二に定める額の俸給を支給する。ただし、三等陸尉、三等海尉又は
三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額は、
その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に応じて、防衛省令で定める
額とする。

5 前項本文の規定にかかわらず、特定任期付職員である自衛官には、一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

6 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職給与法別表第十一に掲げる俸給月額のうち政令で
定める号俸の額に相当する額の俸給を支給する。

（号俸の決定基準等）

第五条 新たに職員（常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期

付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員、自衛隊法第四十一条の二第一項の
規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに同法
第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条第二項の規定の適用を受ける職
員を除く。第九条及び別表第二において「再任用職員」という。）を除く。以下この条に
おいて同じ。）として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合に
いすれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。

一 事務官等が自衛官となり、又は自衛官が事務官等となつた場合

二 陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下
「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」とい
う。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が
陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三 事務官等が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（一般職給与法別表第十一に
定める額の俸給の支給を受けていた職員が別表第一又は一般職給与法別表第一、別表第
五、別表第六イ、別表第七、別表第八若しくは別表第十に定める額の俸給の支給を受け
ることとなつた場合を含む。）

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合（別表第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額
の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に定める
額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である職員となつた場合、同表の陸将補、
海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将
補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合又
は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄から（三）欄までのいずれか一の
欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうちの他の欄に定める額の
俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。）

五 事務官等が一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場
合

2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員の昇給について準用する。
この場合において、同条第六項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」
とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるの
は「政令」と、同条第六項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二
十九年法律第百六十五号）第四十六条」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務
の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職
員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける

場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）と読み替えるものとする。

3 医師又は歯科医師である自衛官（特定任期付職員である自衛官及び次条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。）を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項、第九条、第十一条の三第二項及び別表第二備考（四）において同じ。）における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第七項若しくは第八項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができる。

5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

第六条の二 特定任期付職員の号俸は、その者が従事する業務に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 防衛大臣は、特定任期付職員である事務官等について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

3 防衛大臣は、特定任期付職員である自衛官について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第五項及びこの条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に

一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第二の陸将、海将及び空将の欄の八号俸の額未満の額に限る。）又は同欄の八号俸の額に相当する額とすることができる。

（営外手当）

第十八条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）が自衛隊法第五十五条の規定により防衛大臣の指定する集団的居住場所以外の場所に居住する場合には、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、月額六千八百三十円とする。

3 第一項の営外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求については、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれそれみなして、同法第四十八条の二から第五十条の二までの規定を適用する。

（特定の職員についての適用除外）

- 第二十二條の二** 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第十四条の規定中超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分の規定は、第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員及び一般職給与法別表第十の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものには適用しない。
- 3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門入タツツ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。第五項において同じ。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第一号任期付研究員には適用しない。
- 4 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門入タツツ職調整手当及び住居手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第二号任期付研究員には適用しない。
- 5 第十一条の二から第十二条まで、第十四条、第十八条及び前条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
- 6 第十二条及び第十四条（初任給調整手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。
- （自衛官候補生の給与）**
- 第二十四條の二** 自衛官候補生には、自衛官候補生手当及び単身赴任手当を支給する。
- 2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十七万九千円とする。
- 3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「自衛官候補生」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（予備自衛官等の給与）

第二十四條の三 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

- 2 前項の予備自衛官手当の月額は、一万二千三百円とする。

- 3 予備自衛官手当は、予備自衛官となつた日の属する月から、予備自衛官以外の者となり、又は死亡した日の属する月まで支給する。ただし、これらの月のうちに次条の規定により即応予備自衛官手当が支給される月があるときは、その月の予備自衛官手当は、支給しない。

- 4 予備自衛官が左の各号の一に該当する場合には、前三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予備自衛官手当を支給しないことができる。

- 一 自己の責に帰すべき事由に因つて退職させられた場合
- 二 政令で定める特別の事由がないのにかわららず退職した場合
- 三 正当の事由に因らないで訓練招集に応じなかつた場合

第二十四條の四 即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当を支給する。

- 2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万八千五百円とする。
- 3 前条第三項本文及び第四項の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは、「即応予備自衛官」と読み替えるものとする。

（学生の給与）

第二十五條 学生には、学生手当、単身赴任手当及び期末手当を支給する。

- 2 前項の学生手当の月額は、十五万三千三百円とする。

- 3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「学生」と読み替えるものとする。

- 4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門入タツツ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

- 5 第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（生徒の給与）

第二十五條の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

- 2 前項の生徒手当の月額は、十三万八千円とする。

- 3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門入タツツ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定（第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。）は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第一項第二号中「国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七条第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三条中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出勤手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出勤手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当及び宮外手当（陸曹等であつて宮外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての宮外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員退職手当法第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。

3 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、この場合について準用する。

4 退職の日において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項の規定の適用を受けていた若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を俸給月額から減じた額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。

5 当分の間、事務官等の俸給月額は、その者が六十歳（次の各号に掲げる事務官等にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第七項において「特定日」という。）以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級並びに第五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項の規定によりその者の受ける号俸に应じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の自衛隊法（次号及び次項第二号において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等 六十三歳

二 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち、政令で定める事務官等 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で政令で定める

年齢

6 前項の規定は、次に掲げる事務官等には適用しない。

- 一 自衛隊法第四十四条の六第三項第一号又は第二号に掲げる隊員である事務官等
- 二 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等及び同項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政令で定める事務官等

三 自衛隊法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間（同法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第四十四条の二第一項に規定する管理監督職を占める事務官等

四 自衛隊法第四十四条の六第二項ただし書に規定する隊員

五 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務している事務官等（同法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた事務官等を除く。）

7 自衛隊法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた事務官等であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける事務官等のうち、特定日に附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる事務官等（政令で定める事務官等を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

8 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される事務官等の受ける俸給月額との合計額が第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額とその者の受ける俸給月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける事務官等（附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に限る、附則第七項に規定する事務官等を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

10 附則第七項又は前項の規定による俸給を支給される事務官等以外の附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される事務官等

との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

11 附則第七項又は前二項の規定による俸給を支給される事務官等に対する第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項、第九項又は第十項の規定による俸給の額との合計額」とする。

12 当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七 条の二 第一 号	規定する定年（	規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間である場合においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。
第二十七 条の二 第一 号	二回に	退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から年齢六十年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「前期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に
第一 項	第一回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（以下単に「第一回目の給付金」という。）
	第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）

	支給する	支給し、年齢六十年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「後期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に分割し、防衛省令で定める月であつてその者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来するものに後期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（同項及び第三項において「第三回目の給付金」という。）を、その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（次項及び第三項において「第四回目の給付金」という。）をそれぞれ支給する
第二十七 条の三 第二項	次条において	以下
	算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）	前期算定基礎期間
	算定基礎期間の	前期算定基礎期間の
	得た額とする	得た額とし、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第三回目の給付金にあつては一・三八を、第四回目の給付金にあつては二・〇七をそ

		れそれぞれ乗じて得た額に、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の支給される時期並びに後期算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ後期算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする
第二十七 条の三 第三項	第二回目の給付金	第二回目の給付金並びに第三回目の給付金及び第四回目の給付金

13 当分の間、定年が年齢六十年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 七条の 二第一 号	規定する定年（	規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間である場合においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。
第二十 七条の 三第二 項	一・七 一四	一・三八
	四・二 八六	二・〇七
第二十 七条の 四第一 項	六	三・四五

一・七 一四	一・三八
-----------	------

14 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四第一項及び第三項、第二十七条の六第二項及び第三項並びに第二十七条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七 条の四第 一項	第二回 目の給 付金の 額は、 これら	第二回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第二回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十条の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第二十七 条の四第 三項	第一回 目の給 付金	第一回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第一回目の給付金をいう。以下同じ。）
第二十七 条の六第 二項	及び	、第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第三回目の給付金をいう。）、第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。）並びに前期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。次項において同じ。）及び後期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。次項において同じ。）に係る
第二十七 条の六第 三項	前条第 一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る前条第一項
	次条第 一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る次条第一項

第二十七 条の七第 一項	自衛官 以外の 職員の 定年	年齢六十年
--------------------	-------------------------	-------

15 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の七まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七 条の四第 一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	「退職の翌年	「六十一歳の年
	退職の翌年 まで	退職した日の属する年の翌年まで
	六	三・四五
	一・七―四	一・三八
	第二回目の 給付金の額 は、これら	第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
	第二回目の 給付金の額 に	第四回目の給付金の額に
	退職の翌年 に	六十一歳の年に
第二十七 条の四第 二項	退職の翌年	六十一歳の年

	第二回目の 給付金	第四回目の給付金
第二十七条 の四第三項	第一回目の 給付金の支 給	第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられ た前条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同 じ。）の支給
	退職の翌年	六十一歳の年
	第一回目の 給付金の額	第三回目の給付金の額
第二十七条 の四第四項	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の五第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十七条 の五第二項	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	第二回目の 給付金	第四回目の給付金
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の五第三項	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の六第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の六第二項	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	第二回目の 給付金	第四回目の給付金

第二十七条 の七第一項	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の七第二項	退職の翌年	六十一歳の年
	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	第二回目の 給付金	第四回目の給付金
第二十七条 の九第一項 及び第五項	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	第二回目の 給付金	第四回目の給付金
第二十七条 の十一第一 項	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	退職の翌年	六十一歳の年
	第二回目の 給付金	第四回目の給付金
第二十七条 の十一第二 項第一号	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十七条 の十一第二 項第二号	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の十一第四 項	第二回目の 給付金	第四回目の給付金

「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第二項中「人事院は、前項前段」とあるのは「前項前段」と読み替えるものとする。

第二十七条 の十一第六 項	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の十一第七 項	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条 の十一第八 項	第二回目の 給付金	第四回目の給付金
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十七条 の十一第十 項	退職の翌年	六十一歳の年
	第一回目の 給付金	第三回目の給付金
	第二回目の 給付金	第四回目の給付金

16 附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項の規定による俸給月額、附則第七項の規定による俸給その他附則第五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

17 この附則に定めるもののほか、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和六年二月二十五日法律第七八号） 抄

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第八条 一般職給与改正法附則第七条の規定は、切替日から令和十年三月三十一日までの間における第二条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条及び次条において「一般職給与法」という。）第十一条の三第二項及び第三項の規定並びに一般職給与法第十一条の四から第十一条の六まで及び第十一条の八第四項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第七条中

平成三年法律第九号

国家公務員の育児休業等に関する法律

第五章 防衛省の職員への準用等

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条 第一項	職員（第二十三条第二項	職員（自衛官候補生、第二十三条第二項
	、任命権者	、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
	勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇
	同条の規定により人事院規則で定める期間	防衛省令で定める期間
	人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間内
	当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十	当該休暇

	三条の規定により人事院規則で定める休暇	
第八条 第一項	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の第二項、第二十五条第四項又は第二十五条の第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）
第八条 第二項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の第二項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律
第十二 条第一 項	職員（ 勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける	職員（自衛官、自衛官候補生、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者、自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者、 自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する
第十二 条第一 項第一 号	週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日	休養日（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により勤務時間を割り振らない日
	週休日以外	休養日以外
第十二 条第一 項第二 号から	週休日	休養日

第四号 まで		
第二十条	から前条まで	、前二条及び第二十七条第二項
第二十三号 第三項	国家公務員法第六十条の二第三項	自衛隊法第四十一条の二第三項
前条第一項	各省各庁の長は、職員（ （自衛官候補生、	防衛大臣又はその委任を受けた者は、職員
前条第二項	各省各庁の長	防衛大臣又はその委任を受けた者
前条第五項	給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を	防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は宮外手当を
次条	、第二十条及び前条	及び第二十条

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七條第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四

十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十三条の二第六項中「初任給調整手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

- 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）

附 則

- 第七条 暫定再任用職員(短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。))の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九九号。附則第十二条において「育児休業法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二条第二項、第十六条第二項及び第二十二条第一項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。
- 6 新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項ま

で、第十条の四並びに第十一条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- 8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。

- 10 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、国家公務員の寒冷手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条の規定を適用する。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

- 第八条 新自衛隊法第四十一条の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十一年以上退職者(次項において「新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者」という。))及び同条第一項に規定する国家公務員法による年齢六十一年以上退職者(次項において「新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者」という。))について適用する。

- 2 任命権者は、附則第三条第二項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。))から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢(新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であって同項に規定する指定職(次条第一項及び附則第十一条第三項において「指定職」という。))以外のもの(附則第十一条第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。))を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十条第二項において同じ。))が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職(基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。))及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職(以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。))に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者又は新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者となった者(基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準

- 日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者(当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める者)を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員(以下「定年前再任用短時間勤務隊員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務隊員(当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める定年前再任用短時間勤務隊員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務隊員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。
- 4 暫定再任用隊員(次条第一項若しくは第二項又は附則第十条第一項若しくは第二項の規定により採用された隊員をいう。附則第十一条及び第十二条において同じ。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務隊員に対する新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「)又は」とあるのは、「)又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。
- 5 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧自衛隊法勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。)が施行日以後に到来する隊員(次項において「旧自衛隊法勤務延長隊員」という。)に係る当該旧自衛隊法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新自衛隊法第四十四条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 任命権者は、旧自衛隊法勤務延長隊員について、旧自衛隊法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新自衛隊法第四十四条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧自衛隊法勤務延長隊員に係る旧自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 7 新自衛隊法第四十四条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条

第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している隊員には適用しない。

- 8 任命権者は、附則第三条第九項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年(新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)が基準日の前日における新自衛隊法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)を超える官職(基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)に達している隊員(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律(附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。)附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。
- 10 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第十二条 暫定再任用隊員(短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の俸給月額は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 附則第十九条の規定による改正後の育児休業法(次項において「育児休業法」という。)第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしてしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び附則第十九条の規定による改正後の育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再

任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。
- 5 防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条(初任給調整手当に係る部分に限る。)並びに新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。
- 6 暫定再任用隊員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項」とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。
- 8 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用隊員の任用その他暫定再任用隊員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第五条において準用する同法第一条の規定を適用する。